

議第111号

京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「午前 9 時から午後 9 時まで」を「午前 8 時から午後10時まで」に改める。

別表第 1 競技場の項を次のように改める。

競技場	全面使用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	28,000	A	21,000	28,000	21,000	C	51,000	C	39,000	E	107,000	E	81,000
				F	95,000	F	72,000										
		B	18,000	B	14,000	D	39,000	D	30,000	G	97,000	G	74,000	H	85,000	H	65,000
		入場料を徴収する場合	A	90,000	A	69,000	90,000	69,000	C	162,000	C	127,000	E	342,000	E	265,000	
			F	304,000	F	235,000											
		B	62,000	B	48,000	D	124,000	D	97,000	G	314,000	G	244,000	H	276,000	H	214,000
	その他	入場料を徴収しない場合	A	300,000	A	230,000	300,000	230,000	C	544,000	C	423,000	E	1,144,000	E	883,000	
			F	1,015,000	F	783,000											
		B	207,000	B	161,000	D	415,000	D	323,000	G	1,051,000	G	814,000	H	922,000	H	714,000
		入場料を徴収する場合	A	399,000	A	323,000	399,000	323,000	C	762,000	C	593,000	E	1,560,000	E	1,239,000	
			F	1,379,000	F	1,098,000											
		B	290,000	B	230,000	D	581,000	D	452,000	G	1,451,000	G	1,146,000	H	1,270,000	H	1,005,000
部分使用 (3分の1面1時間につき)			3,500	3,000	3,500	3,000	5,000	4,000									

別表第1備考1中「午前9時」を「午前8時」に、「午後9時」を「午後10時」に改め、同備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 A欄からH欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において競技場を使用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前8時から正午まで
- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで
- (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
- (5) E欄 午前8時から午後10時まで
- (6) F欄 午前8時から午後9時まで
- (7) G欄 午前9時から午後10時まで
- (8) H欄 午前9時から午後9時まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市体育館の開館時間を延長する等の必要があるので提案する。